

行政財産目的外使用許可申請書

令和 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

私は、令和8年熊本地震の被災者として、行政財産の使用許可を次のとおり申請します。
なお、私は、この行政財産の使用許可が一時的なものであることを理解し、許可があった場合は許可条件を遵守すること、並びに本申請書の記載内容及び証明の事項が事実と相違ないことを誓約します。

1 入居希望住宅 市営住宅 番館 号

2 申請者等

フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
	申請者	T・S・H .	
		T・S・H・R .	
		T・S・H・R .	
		T・S・H・R .	
		T・S・H・R .	

3 添付書類

- ① 住所・本人が確認できるもの（住民票、運転免許証、マイナンバー等）
- ② 罹災証明書

参考　：　許可がなされる場合には以下の条件がつきます。

- (1) 使用許可財産は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で一時的に使用されるものであり、公益上支障とならないよう許可を受けた者（以下「被許可者」という。）の負担において管理しなければならない。
- (2) 被許可者は、使用許可物件について、使用計画を変更しようとするとき、又は原形を変えようとするとき等は、事前に書面をもって市長の承認を受けなければならない。
- (3) 被許可者は、使用許可物件を他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (4) 使用期間中であっても、公益を害し若しくはその恐れのあるとき、又は市長において必要があると認めたときは、使用許可の取消し又は変更をすることがある。
- (5) 市長が使用許可を取り消したとき、又は使用許可期間が満了したときは、被許可者の負担において市長の指定する日までに、使用許可物件を原状に回復して速やかに返還しなければならない。
- (6) 被許可者は、その責に帰する事由により、使用許可物件を滅失若しくは毀損したとき、又は行政財産使用許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。
- (7) 本条件に関し疑義のあるとき、又は使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによるものとする。
- (8) 使用許可条件に違反した場合は、使用許可を取り消す。